

### 第 5 3 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次  
のように改正する。

題名中「及び中学校」を「、中学校等」に改める。

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び認定こども園（就学前の子  
どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1  
8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に  
該当するものに限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区立小学校、中学校等の学校医、学校  
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条  
例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する  
法律等の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学校医等に係る公務災

害補償について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。